

転入者のみなさん 各種手当の申請はお済みですか？

子どもたちの健やかな成長を願い、また、心身に障がいのある方が少しでも安心して生活できるよう、国や都、市の制度として、児童手当、心身障害者福祉手当などの各種手当があります。

これらの手当は、市外から転入してきた場合、申請をしないと受けることができません。下表の手当の該当要件を

満たす方で、まだ申請していない方は、お早めに手続きをしてください。

なお、各種手当の所得適用期間および諸控除、必要書類等については、お問い合わせください。

対象・支給額等 下表のとおり

※ すでに受給している方は、申請の必要はありません。

申請・問合せ先

- ▷子どもの手当＝子育て支援課手当助成係
(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9839)
- ▷障がい等のある方の手当＝自立生活支援課障害福祉係(同2階 ☎042-387-9842)

平成27年4月1日現在

種類	手当を受けられる方	手当の額(月額)	必要書類等	支給方法	支給制限																					
子ども手当	児童手当 国 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者等で、市内に住所を有する方	【所得制限限度額未満の方】 3歳未満一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生一律 10,000円 【所得制限限度額以上の方】 一律 5,000円	印鑑、健康保険証、銀行口座番号ほか	表1 児童手当・児童育成手当 所得制限限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税法上の扶養人数</th> <th>児童手当</th> <th>児童育成手当(育成手当・障害手当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>630万円</td> <td>368万4千円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>668万円</td> <td>406万4千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>706万円</td> <td>444万4千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>744万円</td> <td>482万4千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降1人増えるごとにそれぞれ38万円加算</p>	税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)	0人	630万円	368万4千円	1人	668万円	406万4千円	2人	706万円	444万4千円	3人	744万円	482万4千円							
	税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)																							
	0人	630万円	368万4千円																							
1人	668万円	406万4千円																								
2人	706万円	444万4千円																								
3人	744万円	482万4千円																								
児童育成手当 都・市 市内に住所があり、次のいずれかの状態にある児童(18歳に達した日の属する年度の末日以前)を扶養している方 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が重度の障がいを有する児童	13,500円	育成手当＝戸籍全部事項証明書 障害手当＝身体障害者手帳または愛の手帳	申請のあった翌月分から、6月、10月、2月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給	平成25年中の所得が、表1の限度額以上の場合(平成27年6月分の支給から、26年中の所得になります)児童育成手当＝児童が、規則で定める施設に入所しているとき																						
障害手当 市内に住所があり、20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する方を扶養している方 ▷知的発達障がいや愛の手帳1～3度の方 ▷身体障がいや身体障害者手帳1・2級の方 ▷脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症の方	25,000円	銀行口座番号ほか																								
の手当	児童扶養手当 国 市内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(身体障害者手帳1～3級および4級の一部、愛の手帳1～3度程度の児童、あるいはこれらと同等の精神障がいを有する児童は20歳未満)を養育している父、母または養育者 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が重度の障がいを有する児童	全部支給 42,000円 一部支給 41,990円～9,910円(それぞれ、児童2人目5,000円加算、3人目から1人につき3,000円加算)	印鑑、戸籍全部事項証明書、銀行口座番号ほか	表2 児童扶養手当 所得制限限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族等の数</th> <th colspan="2">受給者本人</th> <th rowspan="2">配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者</th> </tr> <tr> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>19万円</td> <td>192万円</td> <td>236万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>57万円</td> <td>230万円</td> <td>274万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>95万円</td> <td>268万円</td> <td>312万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>133万円</td> <td>306万円</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降1人増えるごとにそれぞれ38万円加算</p>	扶養親族等の数	受給者本人		配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者	全部支給	一部支給	0人	19万円	192万円	236万円	1人	57万円	230万円	274万円	2人	95万円	268万円	312万円	3人	133万円	306万円	350万円
	扶養親族等の数	受給者本人				配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者																				
		全部支給	一部支給																							
0人	19万円	192万円	236万円																							
1人	57万円	230万円	274万円																							
2人	95万円	268万円	312万円																							
3人	133万円	306万円	350万円																							
愛育手当 市 市内に住所があり、4月1日現在の年齢が満4歳(4歳児)、満5歳(5歳児)で、幼稚園、認可保育園等に在園していない児童の保護者	4歳児、5歳児とも 7,300円	銀行口座番号	9月、3月に、当月までの分を銀行振込により支給 なお、申請に基づき、年度内において該当する月分から支給	▷平成25年中の所得が、表2の限度額以上の場合 ▷手当額以上の公的年金を受給している場合 児童が、幼稚園、認可保育園等に在園しているとき																						
障がい等の方の手当	心身障害者福祉手当 都・市 市内に住所があり、身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度および脳性まひ、進行性筋萎(い)縮症による障がいのある方	▷身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 15,500円 ▷上記の方が20歳未満の場合 9,500円 ▷身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方 6,500円 ▷身体障害者手帳5・6級の方 1,500円	印鑑、身体障害者手帳または愛の手帳、銀行口座番号ほか	申請のあった月分から、4月、8月、12月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給	▷65歳以上の新規申請はできません。 ▷平成25年中の所得が、表3の限度額以上の場合 ▷手当を受けられる方が20歳未満でその保護者が児童育成手当の障害手当を受けているとき ▷施設に入所しているとき																					
	特別児童扶養手当 国 市内に住所があり、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ▷身体障害者手帳1～3級程度の児童 ▷愛の手帳1～3度程度の児童 ▷長期間安静を要する病状または精神の障がいにより日常生活に著しい制限を受ける児童	児童1人につき 重度の場合 51,100円 中度の場合 34,030円	印鑑、戸籍全部事項証明書、住民票、指定の診断書、銀行口座番号ほか		申請のあった翌月分から、4月、8月、11月に、前月(11月は当月)までの4か月分を銀行振込により支給	▷平成25年中の所得が、表4の限度額以上の場合 ▷障がいを支給理由とする、公的年金を受給している場合 ▷児童が、施設に入所しているとき																				
	特別障害者手当 都・市 市内に住所があり、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい、疾病あるいは精神障がい重複している方)	26,620円			申請のあった翌月分から、5月、8月、11月、2月に、前月までの3か月分を銀行振込により支給	▷平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院等に3か月を超えて入院しているとき																				
	障害児福祉手当 都・市 市内に住所があり、重度の障がいがあるため、日常生活において、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1度および2度の一部、あるいはこれらと同等の疾病、精神障がいの児童)	14,480円	申請のあった月分から、毎月20日ごろに、前月分を銀行振込により支給			▷本人または扶養義務者等の平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷障がい年金等を受給している児童																				
	福祉手当(経過措置) 都・市 市内に住所があり、20歳以上の方で、制度改正(昭和61年4月1日)前の福祉手当を受給している方	14,480円			—	▷特別障害者手当、障害基礎年金のいずれかを受給している場合 ▷平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所したとき																				
重度心身障害者福祉手当 都・市 市内に住所があり、次のいずれかの障がい要件に該当する方 ▷重度の知的障がいや、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方 ▷重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な方	60,000円	印鑑、住民票	申請のあった月分から、7月、11月、3月に、当月までの4か月分を銀行振込により支給	▷申請時に65歳以上の場合 ▷平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院に3か月を超えて入院しているとき																						
難病者福祉手当 都・市 市内に住所があり、原因が不明で根治療法などの治療方法が未確立である、市の指定する難病で、現に治療を受けている方	7,000円	疾病の確認ができる書類、銀行口座番号	—	—																						

表3 心身障害者福祉手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(※)
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
以降1人増えるごとに38万円加算	

表4 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②配偶者扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円加算		

表5 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)・重度心身障害者手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②特別障害者手当等扶養義務者	③重度心身障害者扶養義務者(※)
0人	360万4千円	628万7千円	360万4千円
1人	398万4千円	653万6千円	398万4千円
2人	436万4千円	674万9千円	436万4千円
3人	474万4千円	696万2千円	474万4千円
以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円③38万円加算			

※ 20歳以上の方は本人の所得、20歳未満の方は扶養義務者等の所得